

平成29年度宇多津町カーボン・マネジメント強化事業支援業務

～第1号事業～

公募型プロポーザル 応募説明書

平成29年7月

宇 多 津 町

平成29年度宇多津町カーボン・マネジメント強化事業支援業務（第1号事業）の公募型プロポーザル手続き（募集）開始の公示

次のとおり、公募型プロポーザル方式による手続（募集）（以下「手続」という。）を行うので公示する。

平成29年7月3日

宇多津町長 谷川俊博

1. 業務名

平成29年度宇多津町カーボン・マネジメント強化事業支援業務（第1号事業）

2. 業務の目的

本業務は、環境省が実施する平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）（以下「本事業」という。）の採択を受けて実施するものである。

宇多津町では、本事業の目的を遂行するため、宇多津町所有の施設を対象とし、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律117号）第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）を政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に掲げる目標等と比べて遜色のないものとして策定し現行の取組み（宇多津町エコオフィス計画）に対し大幅な強化・拡充を実現し、カーボン・マネジメントを行う体制の整備・強化にむけた調査・検討を行う業務とする。これにより、宇多津町所有の施設からのCO2排出量を大幅に削減し、日本の約束草案における2030年の排出量削減目標達成に資することを目的とする。

3. 業務の概要

(1) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(2) 業務期間

契約締結の日から平成30年2月16日（金）まで

(3) 業務費

業務費の上限額 9,720,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 手続方式

公募型プロポーザル方式

4. 手続の参加資格要件

この手続に参加するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本町の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (4) 香川県内に、契約締結権を有する本社、支社、事業所、営業所等を有すること。
- (5) 国内において環境コンサル業務の実績（省エネルギー診断事業、設備劣化調査事業等）があること。
- (6) 設備設計1級建築士、1級建築士、建築設備士又はエネルギー管理士のいずれかの資格者を有している者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

5. 説明書等の交付方法

(1) 交付期間

説明書等は平成29年7月3日（月）から宇多津町のホームページに掲載するのでダウンロードすること。

6. 仕様書等の内容に関する質問と回答

(1) 質問書の受付

受付期間は平成29年7月10日（月）午後5時までとする。

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）によりファクシミリで提出すること。なお、電話での送受信の確認を必ず行うこと。

(3) 提出場所

宇多津町住民生活課のファクシミリ（FAX番号 0877-49-8026）
生活係

(4) 回答方法

翌々日までにファクシミリにて全員に回答する。

7. 参加表明書の提出等

(1) 提出方法

提出書類を持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）すること。

(2) 提出場所

〒769-0292 宇多津町1881番地 宇多津町住民生活課 生活係

(3) 提出期限

提出期限は平成29年7月14日（金）午後5時までとする。なお、期限を過ぎて到着、持参したものは受け付けない。

(4) 提出書類

次の書類を各1部提出し、参加資格の審査を受けること

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 国内における環境コンサル業務の実績（省エネルギー診断事業、設備劣化調査事業等）（様式第3号）

ウ 設備設計1級建築士、1級建築士、建築設備士、エネルギー管理士の資格を証明できる書類（資格証の写し等）

エ 参加者の事業場等の概要がわかる資料（会社案内のパンフレット等）

(5) 参加資格の審査結果の通知

平成29年7月18日（火）に参加の可否をファクシミリ送信及び郵送にて通知する。

8. 技術提案書の提出

(1) 提出方法

提出書類を持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）すること。

(2) 提出場所

〒769-0292 宇多津町1881番地 宇多津町住民生活課 生活係

(3) 提出期限

提出期限は平成29年7月24日（月）午後5時までとする。なお、期限を過ぎて到着、持参したものは受け付けない。

(4) 提出書類及び提出部数

ア 技術提案応募申請書（様式第4号）1部

イ 技術提案書（様式第5号）3枚以内 10部

ウ 見積書（様式第6号）1部

(5) 留意事項

- ア 提案は、1者につき1件とする。
- イ 提出した技術提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。
- ウ 提出した技術提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第7号）を提出すること。また、技術提案書の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合も「取下願」を提出すること。
- エ 提出された技術提案書は返却しない。
- オ 提出された技術提案書は、提案の選定目的以外で使用しない。ただし、宇多津町情報公開条例第7条に基づき開示請求があった場合は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるものなど不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

9. 審査方法等

(1) 審査

審査は提出された技術提案書を審査基準に基づき、審査を行う。なお、応募者が1者の場合でも審査を行い、要件を満たしている場合は選考する。ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）は、平成29年7月27日（木）を予定とする。詳細については参加資格の審査結果通知により行う。

(2) 審査結果

審査の結果については、書面により通知する。

(3) 審査結果の公表

審査結果の確定後、速やかに特定された受託候補特定者の審査結果を宇多津町ホームページにおいて公表する。

(4) 契約

受託候補者と協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、契約に関する協議により、受託候補者と契約ができない場合は、次点の候補者と契約について協議するものとする。

10. その他

(1) 費用負担

技術提案書の作成、提出等の一切の経費は、応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

(2) 提出された技術提案書等について、業務を受託した者又はその著作者はその内容の全部又は一部を町が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。

(3) 提出された受託者の技術提案書等の所有権は、町に無償で移転するものとする。

(4) 本業務の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、納品を行った時点で町に移転するものとする。

(5) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

ア 応募説明書に示した参加資格に適合しない者が行った応募

イ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募

ウ 2通以上の書類提出がなされた応募

エ 提出書類に虚偽の記載のある応募

オ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

カ 提案上限額を超えた見積りの応募

キ その他応募説明書において示した条件等、参加に関する条件に違反した応募

(6) 本事業は、環境省が実施する地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業の交付決定を前提とするものである。交付決定とならなかった場合は、本事業の委託を行わない。この場合、本事業参加のために要した費用は、参加者の負担とする。

1 1. 問い合わせ先

- (1) 名 称 宇多津町住民生活課 生活係
- (2) 所在地 〒769-0292 宇多津町 1881 番地 (本庁舎 1 階)
- (3) 連絡先 電話：0877-49-8000
ファクシミリ：0877-49-8026
電子メール：jyumin@town.utazu.kagawa.jp